

## 第2号被保険者（40～64歳）の要介護・要支援認定申請における 「医療保険情報の確認方法」について

### 1. 概要

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。（既存の発行済みの健康保険証も令和7年12月1日をもって有効期限が終了となります。）

それに伴い、要介護認定申請における第2号被保険者等の医療保険加入の確認方法について、変更がありますのでお知らせします。

### 2. 医療保険加入の確認方法について

以下のいずれかの方法で確認します。

#### ●マイナ保険証（健康保険被保険者証の利用登録が行われたマイナンバーカード）をお持ちの方

1. 保険者から送付された「資格情報のお知らせ」※【注①】
2. 本人の申請等により保険者から送付された「資格確認書」※【注②】
3. マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の提示※【注③】

#### ●マイナ保険証をお持ちでない方

1. 保険者から送付された「資格確認書」※【注②】

※※※※※※

【注①】マイナ保険証を保有している方に対して交付される医療保険の情報が記載された書面

【注②】マイナンバーカードを取得していない方、マイナ保険証の利用登録をしていない方に対して交付される医療保険の情報が記載された書面（申請によりマイナ保険証を保有している場合でも交付が可能な場合があります。）

【注③】スマートフォン等でマイナポータルにログインして医療保険加入情報を確認できます。  
（「医療保険の資格情報画面」はPDF保存が可能です。）

### 3. 留意事項

- 「資格情報のお知らせ」※【注①】や「資格確認書」※【注②】の交付方法等については、対象者が加入している医療保険者に確認してください。
- 医療保険の加入が確認できる書類については、オンライン資格確認システムを導入していない医療機関の受診等で必要となることが想定されますので、適切な管理をお願いします。

<お問い合わせ先>

長浜市役所 健康福祉部 介護保険課 介護認定審査係

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

電話：0749-65-8252 ファックス：0749-64-1437